

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達手続に係る一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の6、岡山市契約規則（平成元年市規則第63号。以下「契約規則」という。）第5条及び岡山市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成21年市規則第112号）第6条の規定により公告する。

令和6年4月26日

岡山市長 大森雅夫

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量  
水難救助車 1台
- (2) 納入場所  
岡山市消防教育訓練センター
- (3) 納入期間  
令和7年3月31日まで
- (4) 支払条件  
納入後とし、検査合格后、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要  
水難救助車 1台

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）又は岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 令和元年以降、日本国又は日本国内の地方公共団体に消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第18条第1項に規定する消防ポンプ自動車等を直接納入した実績があること。
- (5) ISO9000シリーズの認証を取得し、車両製造又は車両ぎ装においてISO9000シリーズで示される品質管理マネジメントシステムを構築・運用しているメーカー又はその代理店であること。
- (6) 本公告に示した調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。

#### 3 特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がない者が特定調達契約に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間  
申請期間 公告日から令和6年5月28日（火）まで  
\*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。  
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）  
岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）  
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）  
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>）
- (3) 提出方法  
原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）  
\*締切期限内に必着であること。  
\*提出方法を変更する必要があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。  
ホームページアドレス（<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0-0.html>）
- (4) 申請書類の入手方法  
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

#### 4 入札手続等

- (1) 契約条項等を示す場所  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号  
契約課（岡山市役所本庁舎5階）及び岡山市ホームページ  
電話 086-803-1156

ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html>)

- (2) 入札説明書は、令和6年4月26日(金)から令和6年6月7日(金)まで、契約課で無償で交付するほか、岡山市ホームページからダウンロードの方法により無償で交付する。
- (3) 入札説明会は実施しない。
- (4) 質問は、令和6年5月16日(木)午後4時までに、電子メール又はファクスの方法で行うこと。  
なお、それ以外の方法によるものは受け付けない。件名に「入札質問 水難救助車」と明記すること。  
質問の回答は令和6年5月20日(月)午後4時に岡山市ホームページに掲載する。入札に参加する者は、質問の回答を確認した後に入札すること。また、いずれの方法による場合でも電話で到達の確認を行うこと。

(質問到達確認先TEL 消防局警防部警防課 086(234)9976 , 契約課 086(803)1156)

※問い合わせ先

<仕様書に関する質問>

岡山市消防局警防部警防課

ファクス 086-234-1059

E-mail keibouka@city.okayama.lg.jp

<入札、契約に関する質問>

契約課

ファクス 086-803-1736

E-mail keiyaku@city.okayama.lg.jp

- (5) 入札書の受付は、令和6年6月6日(木)まで、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒(物品専用封筒:青色)を用いて、岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便での郵送により受け付ける。ただし、岡山大供郵便局に期限内必着のこと。

<宛先>

〒700-0913 岡山大供郵便局留 岡山市役所契約課宛

- (6) 開札日時

令和6年6月7日(金)午前11時00分から、岡山市役所5階契約課第2入札室

開札は、入札参加者を立ち合わせて行う。ただし、立会者は先着順で5人以内とする。代表者又は受任者以外の者が立ち会うときは立会を委任する旨を記した委任状を持参すること。なお、立会希望者がいない場合は、入札に関係のない職員を立ち合わせて行うこととする。

## 5 参加資格の確認に関する事項

- (1) 参加資格確認申請書類

岡山市物品購入等郵便入札実施要綱(以下「郵便入札実施要綱」という。)第7条第5項により参加資格の有無の確認を行う対象者(以下「確認対象者」という。)となった者は、一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)及び添付書類を提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

添付書類 ①指名停止等措置状況調書

②実績証明書又は契約書の写し

(消防ポンプ自動車等であることが分かるもの)

③製造メーカーのISO認証登録証の写し

ただし、(財)日本適合性認定協会(JAB)によって、認定・登録された審査登録機関から発行された有効期間内の登録証(認証状)を取得しているもの(定められたサーベイランス審査を受けていること)、又は国際認定機関フォーラム(IAF)相互承認グループに加盟している認定機関(原則1国1機関)から審査登録機関として認定された機関発行の有効期間内の登録証(認証状)を取得しているもの(定められたサーベイランス審査を受けていること)で、メーカー名が登録証(認証状)で確認できるものに限る。

④代理店証明書(確認対象者が代理店の場合)(写し可)

⑤メンテナンス対応等確約書

確認申請書及び添付書類(以下「確認申請書等」という。)は、開札後速やかに提出できるよう、あらかじめ作成しておくこと。

- (2) 確認申請書等の提出方法

受付場所へ持参すること。

\*受付は原則窓口受付とする。窓口受付時には確認申請書等の内容確認は一切行わない。

ただし、参加資格確認対象者となった者が確認申請書等を持参することが困難な場合、必ず契約課へ電話すること。

電話 086-803-1156

- (3) 確認申請書等受付期間

令和6年6月11日(火) 午後5時15分まで

\*岡山市の休日を定める条例に規定する休日を除く。

(4) 確認申請書等受付場所

岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所本庁舎5階契約課

6 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、見積もった契約希望金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額とする。

(2) 以下のア、イいずれかの場合は、入札保証金を免除する。

ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合

イ 入札保証保険契約を締結したとき

(3) 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。

(4) 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後3時までに領収書を契約課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後3時までに金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

7 契約保証金

(1) 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(2) 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内）の午後3時までに領収書を契約課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

8 落札者の決定方法

(1) 許容価格（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第3項に規定する予定価格のことをいい、消費税及び地方消費税を含んだものとする。以下同じ。）の制限の範囲内において、最低価格をもって有効な入札を行ったものを確認対象者とする。

(2) 確認対象者となった者は、この公告で示されている期日までに確認申請書等を提出しなければならない。審査の結果、入札参加資格があると認められた場合は、確認対象者を落札者とする。なお、落札者と決定された日から7日以内に契約を締結しなければならない

9 契約書の作成の要否 要

10 入札の無効について

郵便入札実施要綱第9条に該当する入札は無効とする。

11 その他

(1) この調達は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 日本語以外の言語で記述された文書を提出する際は、必ず日本語訳を併せて提出すること。

(4) その他詳細は入札説明書による。

(5) この公告に係る契約に関する事務を担当する主管課の名称及び所在地等

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

契約課

電話 086-803-1156

ホームページアドレス (<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012483.html>)

12 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: One Water rescue truck

(2) Time-limit for submission of the tender document by registered mail: June 6, 2024

(3) Date and time of tender: 11:00 AM, June 7, 2024

(4) Contact point for the notice: Contract Division, Finance and Budget Bureau, City of Okayama  
a, 1-1-1 Daiku, Kita-ku, Okayama-city 700-8544 Japan Tel:086-803-1156

## 入札説明書

### 1 入札に付する事項

- (1) 購入品目及び数量  
水難救助車 1台
- (2) 納入場所  
岡山市消防教育訓練センター
- (3) 納入期限  
令和7年3月31日まで
- (4) 支払条件  
一括払いとし、納入物品検査合格後、請求を受けた日から30日以内とする。
- (5) 入札案件概要  
水難救助車 1台

### 2 入札に参加する者に必要な要件に関する事項

- (1) 令第167条の4及び契約規則第2条第1項に掲げる者でないこと。
- (2) 岡山市競争入札参加資格及び審査等に関する事項について（昭和61年市告示第120号）に基づき岡山市一般競争（指名競争）入札参加資格有資格者名簿（以下「有資格者名簿」という。）若しくは岡山市特定調達契約に係る有資格者名簿（以下「特定調達名簿」という。）に登載されていること。
- (3) 公告で定めた開札日時において、岡山市指名停止基準に基づく指名停止又は指名留保（以下「指名停止等」という。）期間中でないこと。
- (4) 令和元年以降、日本国又は日本国内の地方公共団体に消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）第18条第1項に規定する消防ポンプ自動車等を直接納入した実績があること。
- (5) ISO9000シリーズの認証を取得し、車両製造又は車両ぎ装においてISO9000シリーズで示される品質管理マネジメントシステムを構築・運用しているメーカー又はその代理店であること。
- (6) 本公告に示した調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンス体制が整備されている者であること。

### 3 入札参加資格審査申請の手続

上記2(2)に基づき、本市有資格者名簿又は特定調達名簿に登載がない者が特定調達に係る競争入札参加資格審査申請を行う場合は、次の方法によること。

- (1) 申請期間及び受付時間  
申請期間 公告日から令和6年5月28日（火）まで  
\*岡山市の休日を定める条例（平成元年市条例第44号）に規定する休日を除く。  
受付時間 各日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで。
- (2) 申請場所  
〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号（岡山市役所本庁舎5階）  
岡山市財政局財務部契約課（以下「契約課」という。）  
担当 管理係 電話 086-803-1194（直通）  
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012516.html>
- (3) 提出方法  
原則として郵送。（簡易書留等、配達記録が行われる方法により郵送すること。）  
\*締切期限内に必着であること。  
\*提出方法を変更する必要があるため、必ず岡山市ホームページを確認すること。  
ホームページURL <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/category/5-3-17-0-0-0-0-0-0.html>
- (4) 申請書類の入手方法  
インターネット上の岡山市ホームページ中の、当該入札公告に添付している書類等を併せてダウンロードし、取得すること。

### 4 入札書の提出に関する事項

- (1) 入札書の郵送については、契約課において交付された入札書郵送用指定封筒（物品専用封筒：青色）（以下「指定封筒」という。）を用いること。
- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（以下「入札金額」という。）を入札書に記入すること。この場合において落札金額は、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額

に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)とする。

- (3) 入札書等に必要事項を記入し、記名押印(押印は、あらかじめ本市に届け出た印判に限る。)したものを指定封筒に封入し、**岡山大供郵便局留の一般書留又は簡易書留郵便**により郵送することとする。この場合において、入札書のくじ用数字欄には、任意の3桁の数字を記載すること。
- (4) 郵送した入札書は、書換え、引換え又は撤回することはできない。
- (5) 特に必要があると認める場合を除き、入札書郵送後の入札辞退は認めない。
- (6) 指定封筒は**契約課物品契約係**で交付する。郵送により指定封筒の取り寄せを希望する場合は、必要な切手を貼り、送付希望先を記入した封筒を「〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所契約課」まで送付すること。

## 5 入札方法等に関する事項

- (1) 岡山市物品購入等郵便入札実施要綱(以下「郵便入札実施要綱」という。)に規定する郵便入札以外は認めない。
- (2) 入札回数は1回とする。
- (3) 入札の開札は、公告に定めた開札日時及び場所において、入札参加者のうち立会を希望する者1人以上を立ち合わせて執行するものとする。この場合において、立会希望者が多数のときは先着順で5人を立ち合わせるものとし、立会希望者がいないときは当該入札事務に関係のない本市職員を立ち合わせるものとする。
- (4) 開札の立会人は、入札参加者の代表者若しくは受任者又はその代理人(代理人の場合は、委任状を提出した者に限る。)とする。
- (5) 開札前に入札参加者がいないときは、入札は中止するものとする。
- (6) 開札の結果、入札参加者の入札が、下記8の参加資格の確認を行うまでもなく、下記6(1)~(13)のいずれかに該当することが明らかである場合は、当該入札参加者の入札を無効とする。
- (7) 上記(6)により無効となった入札書を除いた入札書を提出した入札参加者がいない場合は入札を不調とするものとする。
- (8) 無効となった入札書を除いた入札書のうち税抜き許容価格(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項に規定する予定価格から消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)以下の入札書(以下「有効入札書」という。)を提出した入札参加者が1人以上の場合は直ちに落札者の決定を保留し、有効入札書を提出した入札参加者がいない場合は、入札を不調とするものとする。
- (9) 上記(8)により落札者の決定を保留した場合は、有効入札書を提出した者のうち最低価格の入札書を提出したもの(以下「最低価格入札者」という。)を参加資格の有無の確認(以下「参加資格の確認」という。)を行う対象者(以下「確認対象者」という。)とする。
- (10) 上記(9)に基づき確認対象者を決定する場合において、最低価格入札者が2人以上あるときは、くじにより順位を決定するものとする。くじの方法は、次のとおりとする。
  - ① 同価格で入札した者ごとに抽選器で1回抽選し、出た数の大きい順に0から番号を付す。抽選は入札執行者が行うものとし、抽選する順番は指定業者名簿の50音順とする。この場合において、一度抽選された玉は抽選器には戻さない。
  - ② 同価格の入札書に記載されているくじ用数字の合計を同価格で入札した者の数で除した余りの数と前号の規定により付された番号が一致した者を同価格における最上位の順位とし、他の者は前号の規定により付された番号の昇順に順位を付すものとする。この場合において、入札書にくじ用数字が記載されていないときは、当該数字を0とみなす。
- (11) 談合通報に基づき調査を実施する場合及び談合の疑いが認められる場合は、入札を中止、延期又は落札決定を保留することがある。
- (12) 岡山市は入札中止等に伴う損害賠償については、その責を負わないものとする。
- (13) 入札に際して、契約規則の規定を遵守すること。

## 6 入札の無効に関する事項

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札方法に違反して行われた入札
- (3) 入札書に記名押印がない入札
- (4) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (5) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 一般書留又は簡易書留郵便以外の方法で入札書を提出した入札
- (7) 指定封筒以外の封筒で入札書を郵送した入札
- (8) 入札書が到着期限までに到着していない入札

- (9) 指定封筒記載の対象物件名又は差出人名と同封された入札書の対象物件名又は入札者が相違する入札
- (10) 指定封筒に対象物件名又は差出人名が記載されていない入札
- (11) 1 通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (12) 明らかに不正によると認められる入札
- (13) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

## 7 入札の失格に関する事項

下記8に規定する参加資格の確認において、次に掲げる事項のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者
- (2) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (3) 持参以外の方法で申請書等を提出した者
- (4) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (5) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止等を受けた者（当該指名停止等の理由となった事案が当該入札前に発生したものである場合に限る。）
- (6) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

## 8 参加資格の確認に関する事項

- (1) 市長は、確認対象者から申請書等が提出されたときは、公告に定める開札日時を基準として、申請書等に基づき、当該確認対象者の参加資格の確認を行うものとする。
- (2) 市長は、上記(1)により参加資格の確認を行った結果、確認対象者の参加資格がないと認めたときは、第2順位の入札書を提出をした者（以下「第2順位者」という。）から申請書等の提出を求めた上で、参加資格の確認を行うものとする。
- (3) 市長は、上記(2)により参加資格の確認を行った結果、第2順位者の参加資格がないと認めたときは、第3順位の入札書を提出した者以降について、順次申請書等の提出を求めた上で、参加資格を有する者が確認されるまで、参加資格の確認を行うものとする。
- (4) 上記(2)(3)により参加資格の確認を行う場合は、上記(1)を準用する。（この場合の申請書等の受付期間は、上位順位者の参加資格がないと認めた日の2日後（休日を除く。）の午後5時15分までとする。）
- (5) 市長は、参加資格の確認を行った結果、参加資格を有する者がいなくなった場合は、入札を不調とするものとする。
- (6) 市長は、参加資格の確認を行うに当たり、必要があると認めるときは、入札参加者に対し聞取調査を実施することができるものとする。
- (7) 市長は、上記(1)～(6)にかかわらず、必要があると認めるときは、他の入札参加者に対し申請書等の提出を求めることができる。

## 9 落札者の決定に関する事項

市長は、上記8(1)～(7)の参加資格の確認により、参加資格を有すると認めた者（以下「資格確認者」という。）を落札者として決定するものとする。

## 10 参加資格確認結果及び入札結果の通知に関する事項

- (1) 市長は、落札者を決定した場合は、申請書等を提出した者に対して、参加資格確認結果及び入札結果を通知するものとする。この場合において、参加資格がないと認めた者に対しては、その理由もあわせて通知するものとする。
- (2) 参加資格の確認後、落札者が申請書等について虚偽の記載をしたことが明らかになったときは、参加資格を喪失する。

## 11 入札保証金及び契約保証に関する事項

- (1) 入札保証金
  - ① 入札保証金の額は、見積もった契約予定総金額（消費税及び地方消費税相当額を含めた額。）の100分の5以上の額とする。
  - ② 以下のア、いずれかの場合、入札保証金を免除する。
    - ア この入札に参加しようとする者が、有資格者名簿若しくは特定調達名簿に登載されており、開札日の前日から過去3年の間に、本市との間で締結した契約を履行しないこと又は本市から契約の相手方とされたにもかかわらず契約を締結しないこと等がなく、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合
    - イ 入札保証保険契約を締結したとき

- ③ 入札参加者は、入札保証金に代わる担保として、銀行又は市長が確実と認める金融機関（以下「金融機関等」という。）の保証を提供することができる。
- ④ 入札保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、開札日の前日午後3時までに領収書を契約課へ提出すること。（入札保証金に代わる担保を提供する場合は、開札日の前日午後3時までに金融機関等の保証を契約課へ提出すること。入札保証保険契約を締結した場合も同様とする。）

(2) 契約保証金

- ① 契約金額の100分の10以上の額を納付すること。ただし、金融機関等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、履行保証証券による保証を付し又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ② 契約保証金の納入は、契約課で発行する納入通知書で納付し、その契約書の作成期日（市長から契約の相手方とする旨の通知を受けた日から7日以内）の午後3時までに領収書を契約課へ提出すること（契約保証金に代わる担保を提供する場合は、その契約書の作成期日の午後3時までに金融機関等の保証に係る保証書を契約課へ提出すること。履行保証保険契約を締結した場合も同様とする。）。

## 12 その他

- (1) 代表者が同じ法人又は個人は、同一の入札において2者以上参加できない。
- (2) 事業協同組合については、組合と当該組合員が同一の入札に参加できない。
- (3) この入札の結果は、落札者の決定後、落札者及び落札金額、入札者及び各入札者の入札金額並びに一般競争入札の参加資格がないと認めた者及びその理由について、岡山市ホームページにおいて閲覧に供する。
- (4) この入札におけるその他の契約条項については、岡山市ホームページに掲載する。
- (5) この入札の執行及び契約の締結については、この公告で定めるもののほか、契約規則及び郵便入札実施要綱に定めるところによる。
- (6) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

### 問い合わせ先

(入札、契約について) 岡山市北区大供一丁目1番1号  
契約課  
電話 (086)803-1156 (直通)  
FAX (086)803-1736

# 入札（見積）書

金額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
----	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし

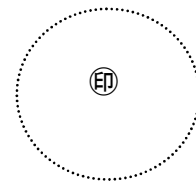
品名 水難救助車  
規格 仕様書のとおり  
数量 1台

岡山市契約規則（平成元年市規則第63号）及び関係書類（仕様書及び図面）並びに見本等熟知承諾のうえ上記のとおり提出します。

令和6年6月7日

岡山市長様

所在地  
商号又は名称  
代表者名



くじ用数字		



令和 6 年度

水難救助車

仕様書

岡山市消防局

## 目 次

第 1	総則	1 ページ
第 2	提出書類及び検査	2～3 ページ
第 3	シャシ諸元及び車両付属品並びに装備付属品	3 ページ
第 4	ぎ装	3～11 ページ
第 5	塗色及び記入文字等	11～12 ページ
第 6	補則	12 ページ
別紙 1	消防広報メッセージについて	
別紙 2	消防救急デジタル無線機据付等仕様書（水難救助車）	
別紙 3	車両運用端末装置等据付仕様書（水難救助車）	
別紙 4	文字、車両番号等記入要領（水難救助車）	
別紙 5	広報用シートについて	
別表 1	シャシ及びキャビン仕様	
別表 2	外装品	
別表 3	積載品及び装備品	
別表 4	支給品	

## 水難救助車仕様書

### 第1 総則

- 1 この仕様書は、岡山市消防局（以下、「当局」という。）が令和6年度消防施設整備計画に基づき整備する水難救助車（以下、「車両」という。）のシャシ及びぎ装について、必要な事項を定める。
- 2 納入する車両は1台である。
- 3 本車両は、道路運送車両法等の関係法令及びその他の基準に適合するとともに、完成後は緊急自動車として承認が得られるものであること。
- 4 車両は、災害現場における内・外水面における水難救助活動を主たる目的とし、所要の設備と機材を装備して、迅速な活動が可能な構造とすること。
- 5 受注者は、本仕様書及び当局の製作意図を十分に吟味、了承し、不明な点は当局に質問して熟知の上契約を締結すること。  
なお、仕様に関わる構造、使用材料、車両外観、機能、操作性等についても当局の意図に沿うものとする。
- 6 契約後に疑義が生じた場合は、全て当局の解釈に従うものとし、仕様についての説明、補足説明及び質疑応答に関する事項は、全て本仕様書の補完事項とする。  
また、仕様書に明記していない付帯部分についても、機能上あるいは構造上、当然必要とするものについては全て納めるものとし、取り付けに至る施工までを行うこと。  
なお、調達機器についての構成には、メーカー公表の標準付属品は全て含むものとする。
- 7 ぎ装の進行に伴い、諸般の事情により本仕様書及び承認図書の内容を余儀なく変更されたとき又は構造に無理が生じたときは当局に連絡し、担当者の指示に従うものとする。  
また、ぎ装仕様に関わる協議事項については、その内容及び打ち合わせ結果を書面により処理し、双方が誤りのないよう万全を期すこと。
- 8 受注者は、仕様書に基づく車両の製作過程において、より良い機能、構造、形質といった情報は当局に提示し、発注者の製作意図の更なる進展に向ける努力を担いながら設計施工を行うこと。
- 9 設計、製作に当たっての特許、その他権利上の問題には十分注意するとともに、これらの問題が生じたときは、受注者及びぎ装メーカーにおいて、全ての責任を負い解決するものとする。
- 10 受注者は、契約後速やかに当局とぎ装全般についての協議を実施し、受注から納入までの工程表を提出すること。  
なお、協議については、ぎ装メーカーを含む全ての関係メーカーの参加により実施するものとし、協議の内容及び打ち合わせた結果を記録すること。  
また、協議の結果については、書面によって14日以内に当局へ提出し、双方において管理し、誤りのないよう万全を期すこと。

## 第2 提出書類及び検査

1 受注者は、製作に先立ち、仕様書及び協議事項を加味した次の図書を当局に提出して承認を受けた後、製作に着手するものとする。

なお、提出図書はA4ファイルに綴り、各3部提出すること。ただし、設計図書の作成に時間を要すると判断される場合においては、部分的な図書に代えるものとし、作成後に改めて提出するものとする。

(1) ぎ装承認図書(図面尺度1/20以上)

ア 全般ぎ装図書(5面図)

イ 車体骨組図

ウ 主要諸元表

エ 特殊装置架装図及び配管、配線図

オ 資機材積載配置図

(2) 製作工程表

(3) 取付品及び装備付属品明細一覧表

(4) 仕様に関わる協議事項記録書

(5) その他、当局が指示するもの

2 受注者は納入に当たり、次の図書を当局に提出すること。

(1) 完成図書(指示等により修正されたもの) 2部

(2) 社内検査、試験成績表の写し 各2部

(3) 完成車の正面、両側面及び後面の写真  
写真データ含むA4横向きに4枚収納し、カラー印刷したもの 2部

(4) 改造自動車等届出書 2部

(5) 自動車検査証及びリサイクル券(A・B・C) 各1部

(6) 自動車損害賠償責任保険証明書 1部

(7) 保管場所標章番号通知書 1部

(8) 自動車検査証及びリサイクル券(A・B・C)の写し 各2部

(9) 自動車損害賠償責任保険証明書の写し 2部

(10) 保管場所標章番号通知書の写し 2部

(11) 車両及び積載器具関係の取扱説明書 各2部

(12) 保証書 1部

(13) 協議事項記録書 1部

(14) 納品書及び内訳書 各1部

(15) キャブ内配置図 2部

(16) その他、当局が指示するもの

3 検査は、中間検査及び完成検査とし、工程表に基づき当局が適当と判断する時期に、当局係員が立会の上、本仕様書、協議事項記録書等に基づいて実施する。

なお、中間検査は受注者側の日本国内工場(代理店含む。)において実施するが、その内容等は次のとおりとする。

(1) 中間検査は、製作途中の車両における組立状況及び装備機器の製品並びに取り付け状態の確認とし、検査結果に対する評価を付すまでをその内容とする。

- (2) 受注者は、評価により不合格とした箇所については、納入検収までに修理・修復し、完成検査に臨むこと。

### 第3 シャシ諸元及び車両付属品並びに装備付属品

- 1 シャシは、環境に優しく、機関、車台強度、操縦安定性等の各性能に優れ、当局の仕様に基づいて製作される車両総重量の状態においても常時耐えうる仕様とし、次の諸元に適合するものであること。ただし、製作に着手する以前にシャシ等が改良変更された場合には、新規のものを採用することとする。

- |            |                           |
|------------|---------------------------|
| (1) ホイルベース | 2,700mm 以上                |
| (2) エンジン   | 水冷4サイクルディーゼルエンジン          |
| (3) 変速機    | M/T                       |
| (4) 検定出力   | 129kw (175PS) 以上          |
| (5) 駆動方式   | 二輪駆動                      |
| (6) キャブ    | シングル (ワイドキャブ)             |
| (7) 定員     | 4人                        |
| (8) タイヤ    | メーカー推奨オールシーズン (アルミホイール付き) |

- 2 機関に付属する各種装置は、次によること。

- |             |             |
|-------------|-------------|
| (1) オルタネーター | 24V-90Ah 以上 |
| (2) バッテリー   | 115E41 以上×2 |
| (3) 燃料タンク   | 63L 以上      |

- 3 車両の装備は、本仕様書及び別表 1～3 に掲げる車両付属品並びに装備付属品とするが、当局支給品を除き、全て新規製品とし、製造後1年以内のものであること。

なお、指定製品の改廃等により製品の調達が困難とされるものについては、別途当局と協議するものとする。

また、他に別表4支給品中「1 消防救急デジタル無線機」(以下、「無線機」という。)、  
「2 車両運用端末装置」(以下、「AVM 装置」という。)の積載機材もあるため、別途当局と協議すること。

- 4 車両付属品及び装備付属品のうち、検定又は鑑定に関わるものについては、当該品とすること。

### 第4 ぎ装

- 1 車両には、仕様に基づく資機材及び付帯する資材の積載部を構築した構造とするが、製作する車両は、努めて総体的な重量の軽減と前・後軸に関わる荷重並びに左右の重量配分を十分に考慮したもので、完成車の寸法等の諸元は概ね次によること。

- |           |            |
|-----------|------------|
| (1) 全長    | 7,000mm 以下 |
| (2) 全幅    | 2,300mm 未満 |
| (3) 全高    | 3,500mm 以下 |
| (4) 車両総重量 | 7,000kg 未満 |

- 2 車両の形状は、キャブ及び車体が一体を成すバス型で、キャブ後方の車体は、隊員が乗車する隊員室及び水難救助活動に必要な資機材を収容する荷室を備えるものとする。

る。

- 3 車体は自立する構造で、シャシフレームへの取り付けは、原則としてボルト・ナット締めとするが、主要部分には、ダブルナット若しくは特殊ナットを用いた堅牢な仕上げとすること。

なお、シャシフレームへの架装については、シャシメーカーの架装要領書に基づく方法等により行うこととするが、要領書に示された方法でのぎ装が困難な場合には、メーカーと協議し、合意を得た工法により施工すること。

- 4 ぎ装に使用する材質は、日本産業規格（JIS）に基づいたもの又はこれらと同等以上の強度と耐久性を有する一般構造用圧延鋼材であること。

- 5 ぎ装に用いる鋼板材料は、次によるものとするが、上部をステップ又は通路とする部分は、アルミ縞板を貼り付けたものであること。

- |             |                |
|-------------|----------------|
| (1) 側板      | 1.6mm 以上の防錆鋼板  |
| (2) サイドエプロン | 1.2mm 以上の防錆鋼板  |
| (3) フェンダー   | 1.0mm 以上の防錆鋼板  |
| (4) 車体上板    | 3.2mm 以上のアルミ縞板 |
| (5) 戸板      | 1.6mm 以上の防錆鋼板  |
| (6) ステップ    | 3.2mm 以上のアルミ縞板 |

車体鋼板の加工における端部は優美で、ステップ等の端部は折り曲げる構造とし、操作、点検等、人が触れるおそれのある部分は、機能上鋭利にする必要がある場合を除き、受傷防止及び強度保持のため、十分な曲げ又は返しが造られていること。

また、端部等の切断部及び溶接部は、危害のないように面取り加工を行うこと。

なお、規格及び機能上必要がある場合を除き、努めて軽量化を図るものとする。

- 6 キャブ外装及びシャシのぎ装

- (1) 車体の形状は、キャブと一体を成すバス型とし、以下のものを内蔵すること。

- |                             |     |
|-----------------------------|-----|
| ア 散光式赤色警光灯（ルーフ一体型若しくは埋め込み式） | 1 式 |
| イ 電動サイレン                    | 1 式 |
| ウ スピーカー                     | 1 式 |
| エ 無線アンテナ等                   | 所要数 |

なお、取り付けに当たっては、荷重及び振動等に十分耐えうる補強材を付加し、施工した上で設置するものとするが、仕様の他、他の機器に付属するアンテナ等もあるため、送受信の相互干渉に留意すること。

また、加工部には入念な防錆措置を行い、内部への水漏れが起きないようにすること。

- (2) フロントグリルは、ガンメタリックグリルとし、キャビン前面の中央部に消防章（銅合金製、径 150mm クロムメッキ仕上げ）を取り付けること。

- (3) バッテリーは、左右いずれかの側に設けるが、据え付けの台座にスライド式収納の機構を設け、外側はボディー同色の鋼板等で囲むこと。

なお、コード（第 2 種キャブタイヤケーブル又は同等以上のもの）、ターミナル等は、車体に接触又は台座に挟まないように施工するとともに、飛び出し防止の機構を設けること。

また、端子の接続金具は、黄銅製の蝶ネジ方式に変更し、全ての端子接続部にターミナルカバーを付加すること。

- (4) バッテリー充電兼用のマグネットコンセントは次によること。
  - ア 運転席側の指定位置に、バッテリー充電兼用のマグネットコンセント（丸型、キャップ付き）を設けること。
  - イ 配線、配管等をキャブ内に敷設する場合は、露出させないようにカバー等を設けて保護するとともに、漏電対策を確実に行うこと。
  - ウ 充電中は、ACCを「切」の状態でも室内照明及びコンセントが使用できるようにすること。
- (5) フロントバンパー下部及びリアステップ付近に、張力 2t 以上に耐えうる牽引フックを各 1 個設けること。
- (6) 車両の燃料タンクは、給油口が鍵付蓋の場合には施錠機能を解除させること。
- (7) 車体後部の灯火類は、左右にまとめて取り付け、灯火確認の障害とならないよう配慮すること。

また、後部の自動車登録番号標は、車体の指定位置に設けるものとするが、これらの灯火類は保安基準に合致しているものであること。
- (8) 車両の後退を周知させるブザー等の警報器を取り付けるが、夜間においては消音する機能を付加すること。
- (9) 左右後輪前側及びタイヤハウス内に路肩灯及びタイヤ灯（LED）を取り付けること。
- (10) マフラー浄化装置は、マフラーにすすが溜まっていない状態でも強制的に排ガス浄化が行えること。
- (11) 全輪にゴム製垂式の泥よけを設けること。
- (12) 車体には電子防錆機器（ラストアレスター）を取り付けること。
- (13) 車体両側面の指定の位置に、アンカーとなる耐荷重 300kg 程度のリングを所要数設けること。

## 7 キャブ内部のぎ装

- (1) キャブ内の天井の内装は、電装品及び各配線の取付部が容易に点検できる構造とすること。
- (2) 前席は 2 座で、防水性に優れた素材のシート若しくはシートカバーとすること。
- (3) キャブ背部のパネルの中央部を開放し、後方の車体部に往来できるものとする
- (3) キャブ内には、携帯機材、地図、その他の資材を収納するため、棚、ボックス等を設けた構造とするが、詳細については別途当局と協議すること。
- (4) 標準の室内灯とは別に、LED のフレキシブルマップランプをキャブ内の助手席側に 1 基設けること。
- (5) 運転席窓枠上部にフレキシブルマイクを取り付けるが、自然な体勢で使用できるよう配慮すること。
- (6) キャブ内のオーバーヘッド部分、各座席下及び座席後部の空間部分等は、資材の収納等を勘案して有効活用を図ること。

- (7) 運転席及び助手席の足元には、水及び泥を受けることのできる舟形のラゲッジマットを敷くこと。
- (8) キャブ内に機関の点検整備等を容易にするための点検用のハッチ若しくは点検口等を設けること。

## 8 車体の外装及びぎ装

車体は、キャブ幅において立ち上げた箱型の構造を基本とし、車体の側板は概ねキャブの形状に沿い、内側に絞った台形の構造（あおり部分も含む。）とするが、設計に当たっては、シャッターの開閉等にも支障がないようにすること。

### (1) 車体側面は次によること

#### ア 両側面共通事項

- (ア) 車体両側面に赤色警告灯各 2 個及び車両用照明各 3 個を取り付けること。
- (イ) 車体両側面に隊名を表示した標識灯を設置すること。
- (ウ) 各シャッターは、アルミ製のバーハンドル方式とし、走行中の振動により開放しない構造で、確実なロック機能を設けること。  
また、シャッターの巻取部には、収納資機材と接触しないようガードを設けること。
- (エ) シャッターの下部に鋼板製の下開き扉を設けること。  
下開き扉は、開放時はステップ兼用とするため、内側にアルミ縞板を貼付するとともに、開放時の接触事故を防止するため、扉の側面 3 方に LED 赤色警告灯を設置し、開放時に点灯させること。  
なお、堅牢かつ、ひずみの発生しない構造とし、走行中にキャッチ、爪がはずれても開放しないロック機構を付加設置すること。  
また、複数取り付ける場合には、ステップの高さを概ね揃えること。
- (オ) 左右後輪部分は、タイヤハウス内部の点検を実施するためのステップ兼用の下開き扉とすること。
- (カ) 車体両側面の下端部は、できる限り高く取り、車両後部は、傾斜地等において、車両の一部が接触しない脱出角を確保した構造であること。
- (キ) 下開き扉部及び両側面下部にスペースがある場合は、収納ボックスを設けるものとするが、詳細については別途当局と協議すること。

#### イ 車体右側面

- (ア) 車体右側面の前側に、車体上面へ昇降する格納式の梯子を設置すること。
- (イ) 車体右側面（隊員室部分）に窓を 1 枚設置すること。
- (ウ) 車体右側面の後ろ側（荷室部分）にシャッター 1 枚を設けること。
- (エ) 車体右側面の上部に長さ 300 cm 程度のオーニングテント装置（手動式）を取り付けること。  
また、展張時に風等の影響を受けにくい構造とし、3 方に幕を取り付けて、着替え及びシャワー使用時に外部から視認されにくい仕様とすること。  
なお、オーニングテントの長さについては、シャッター及び固定金具との兼ね合いもあることから、詳細については別途当局と協議すること。

#### ウ 車体左側面



(ア) 車体左側面の前側に乗降口を設けること。

a 乗降口は間口 750mm 以上、高さ 1,900mm 以上とし、乗降ステップは地上からの高さを 400mm 程度として階段を設けること。

b 乗降口の扉は、片開き又は折れ戸とし、堅牢なものであること。

また、扉には窓の設置及び施錠が可能な構造とし、扉の上部に雨水の侵入を防ぐ水切り用の庇を設けること。

c 乗降口の階段付近には、ドアの開放と連動して足元を照射できる LED の照明灯を取り付けること。

また、階段下にスペースがある場合には、車輪止め等の収納部を設けること。

(イ) 乗降口より後方の車体左側面には、シャッター2枚を設けること。

## (2) 車体後面

ア 車体後面は、シャッターを1枚設けること。

なお、シャッターは、構造上支障とならない範囲で間口いっぱいに取り付けて、大型の資機材が積載できるようにすること。

イ 車体後面は、荷室へ乗降するための折り畳み式又は格納式のステップを設けるとともに、ステップには滑り止めの加工を施すこと。

ウ 車体後面上部に赤色警告灯及び車両用照明灯を取り付けること。

## (3) 車体上面

ア 車体上面の上板は、全面にアルミ縞板を貼ったデッキ仕様とし、天板の左右は側板を立ち上げたあおり付き構造で、あおりの内側にはアルミ縞板を貼付すること。

なお、デッキ部は歩行可能で、かつ、資機材の積載、車上作業においても十分に耐えられる構造であること。

イ 車体上板は、雨水等が溜まらず排水性に優れたもので、下部の隊員室及び荷室等に浸入しないように配慮すること。

また、縞板の継ぎ目及び側板との接合面、張り合わせ部には、充填接合剤を十分に付加して長期の使用に耐えられる構造とすること。

ウ 車体上面は、可動式のボート積載架台を備えてラフトボート（アキレス社製、RJB-340）を積載できるようにすること。

エ 車体上板にスペースがある場合には、資機材固定用のフックを所要数設けて資機材が固定できるようにすること。

オ 車体上面の左前方に、手動式で折り畳み及び伸縮可能な LED の照明器具を設置すること。

なお、取り付け位置については、車上作業の支障にならない箇所とするが、詳細については別途当局と協議すること。

## 9 車体内部のぎ装

(1) 車体内部は、前側を隊員が乗車する隊員室とし、後ろ側を水難救助活動に必要な資機材を収容する荷室とすること。

なお、扉等を設置して隊員室と荷室を区画すること。

- (2) 車体内部に 1500W 程度のインバーターを取り付け、100V 用の 2 口コンセントをキャブ内、隊員室及び荷室各 1 箇所計 3 箇所設けること。
- (3) 隊員室及び荷室の天井に室内を満遍なく照らせる LED 照明を所要数設け、スイッチは 3 回路とし、キャブ内、隊員室乗降口及び荷室後部の開口部付近に設置すること。
- (4) 隊員室及び荷室の床は、防水性及び防錆性に優れた床材又はステンレス製の縞鋼板とすること。  
また、壁面及び収納棚等の下部は 3～5cm 程度床材又は縞鋼板を立ち上げて水の侵入を防ぐとともに、必要な箇所に内径 10～12mm 程度の水抜き穴を適宜設けてビニールパイプ等で下部に排水を誘引すること。
- (5) 隊員室は次によること。  
ア 隊員室の右側面に隊員 2 名が乗車可能で、跳ね上げ式の、それぞれが独立したシートを配置し、各座席にシートベルトを設けること。  
また、防水性に優れた素材のシート若しくはシートカバーとすること。  
イ 座席の直上及び隊員室中央の天井部の 2 箇所に、ステンレス製のハンガーパイプを取り付けること。  
ウ キャブ内のエアコンで、隊員室の室温が快適に保てない場合は、隊員室用として別にエアコンを設ける等、対策を講じること  
エ 隊員室の壁面の一部をパンチングメタルとし、S 字フックで資機材を吊り下げられるようにすること。  
オ 隊員室右側面の窓、左側面の乗降扉の窓及びキャブつなぎ部の開口部にはカーテンを取り付けること。
- (6) 荷室は次によること。  
荷室は、左側面に 2 枚のシャッターを設けてシャッターごとに区画した収納部とし、それより右側はフリースペースで、右側及び後面に設ける各 1 枚のシャッターからアクセスできるものであること。  
ア 荷室左側前方は、外側をシャッターとし、シャッター内の棚はステンレス製で、高さ約 100cm の位置に吊りパイプを設けて、合成樹脂製のブイを吊り下げられるようにすること。  
なお、ブイは、荷室内及びシャッター側の双方から出し入れできるようにすること。  
また、ブイの上部も棚とし、隊員室内側から資機材を出し入れできるようにすること。  
イ 荷室左側後方は、外側をシャッターとし、内部にはステンレス製の 2 段の棚を設けること。  
棚の下側は、14L ボンベを BC ジャケットにセットした状態で 5 体が収納できるものであること。  
上側の棚は、ヘルメット、水中マスク及びフィン等の個人装備品を収納できるものとする。  
左側収納部背面の荷室側壁面は、パンチングメタルとし、S 字フックで資機材

が吊り下げられるようにすること。

このうち上部は、救助用担架を吊り下げて収納できるようにすること。

ウ 荷室右側前方は、(W) 100cm×(H) 160cm×(D) 60cm 程度の荷室内から出し入れができるステンレス製の棚を設けること。

なお、棚には 14L ボンベを 6 本収納できるものであること。

ボンベ収納部以外の棚は、棚板の高さが調整できる仕様とし、資機材の落下防止のための下開き扉又はベルトを設けること。

エ 荷室内その他

(ア) 荷室内の床面に、資機材が固定できるフックを所要数設けること。

(イ) 荷室内の天井部に、ステンレス製のハンガーパイプを 2 箇所以上取り付けること。

荷室については以上とするが、フリースペース部分の天井及び側面は、多くの資機材が吊り下げ並びに引っ掛け等により収納できるよう、別途当局と協議すること。

10 電装品及び支給品のぎ装は、次によること。

(1) ぎ装に関わる電装関係のヒューズは、自動車関係のヒューズと区分し、別にボックス(予備ヒューズ付き)を設けて分配し、電源には別のメインスイッチ(LED 照明付き)を設けること。

また、無線等への障害を軽減する雑音防止措置を施すこと。

(2) キャブの前面上部に、ルーフ一体型若しくは埋め込み式散光式赤色警光灯を取り付けること。

(3) フロントグリル赤色点滅灯は、フロントパネル及びグリルの形状に合わせて取り付けることとするが、配光を考慮すること。

(4) 車体両側面の上部に赤色警告灯を取り付けるが、側板上部の形状に合わせるとともに、車体の両端に配置すること。

(5) 車体後部の上部両端に、赤色警告灯及び車両照明を取り付けること。

なお、上記(3)～(5)の赤色警告灯は、散光式赤色警光灯と連動させること。

(6) 車体両側面の上部に車両用照明を取り付けるが、側板上部の形状に合わせるとともに、赤色警告灯の内側に配置すること。

(7) 車体両側面の上部に埋め込み式の隊名を記入した標識灯を設置するが、標識灯の背景色は赤とし、文字色は白とすること。

(8) 車両後面上部に赤色警告灯 2 個及び車両用照明灯を 2 個取り付けること。

なお、赤色警告灯を外側、車両用照明灯を内側に配置すること。

(9) キャブ内前席付近の指定位置に、次のものを取り付けること。

ア 電子サイレンアンプ TSK-D152 (専用マイク付) 1 式

イ 集中操作スイッチ SBW-D1 (10 連スイッチ) 1 式

上記装備品の取り付けに当たっては、補強材等を用いて確実に固定するとともに、緩衝材を十分に用いて振動等による緩み、誤作動、故障等が生じないように配慮すること。

なお、無線機及び AVM 装置についても、設置予定であるため、設置場所等の詳

細については、別途当局と協議すること。

- (10) 電装関係のスイッチ類は、集中操作スイッチにまとめてダッシュボード又はオーバーヘッドコンソールに取り付け、ボックス内部灯、計器灯類は2回路とし、回路毎に位置表示すること。
- (11) 電子サイレンアンプ内蔵の音声合成メッセージ及び当局指定メッセージは、別紙1「消防広報メッセージについて」のとおりとする。
- (12) 無線機は、電子サイレンアンプの無線入力端子と接続し、切り替えスイッチを付加して、無線の情報を外部へ拡声できるようにすること。  
また、キャブ内の拡声は、別紙2「消防救急デジタル無線機据付等仕様書（水難救助車）」による、別付けの内部スピーカーとすること。  
電源線は、車両及び電子サイレンアンプから障害を受けないよう配慮し、アンテナ同軸ケーブルは、当局指定の規格以上のものを使用することとするが、プリカチューブ等の保護材配管を付設して配線すること。  
なお、無線機については、本車両及び当局が指定する既設車両1車両合わせて2車両の間で移設置を行うため、詳細については、別途当局と協議すること。
- (13) キャブ上部の指定位置に、消防無線ダイバーシティアンテナ及びアンテナ用基部を2式設置すること。  
なお、設置に当たっては、キャブルーフ部で送受信が有効に行え、かつ、各アンテナと接触しない位置に設置するとともに、入念な防錆措置と水の滞留等による内部への水漏れが生じないようにすることとするが、別途当局と協議して設置すること。
- (14) キャブ内の指定位置に、別紙3「車両運用端末装置等据付仕様書（水難救助車）」のとおり、本車両及び当局が指定する既設車両1車両と合わせて2車両の間でAVM装置の移設置を行うため、詳細については別途当局と協議すること。

## 11 その他

- (1) ボート積載架台は次によること。
  - ア 積載架台は、車体に固定する基台部とボートを積載する可動部で構成されたもので、軽量材料を用いた堅固なものであること。
  - イ 基台は、後方に下がり傾斜を持たせたローラー付きの架台とすること。
  - ウ 可動部は、車両後方に引き出した後、適当な位置において、シーソー部と連動して基部が降下し、地上においてはボートが容易に脱着できるものであること。
  - エ シーソー部には、短いストロークで作用するダンパーを付加した構造とすること。  
なお、架台は自然な体勢で引き出すことが可能で、シーソー時の速度は緩やかに下降し、かつ、収納時は軽く可動するようにすること。  
ボート積載架台についての概略は以上とするが、車体構造における仕様変更等により、形状、機構の変更をする場合もあるため、別途当局と十分協議すること。
- (2) ドライブレコーダーは、概ね次によること。
  - ア 録画については、衝撃自動録画及び手動録画機能を有するものであること。
  - イ 車両エンジンの始動と連動であること。

ウ 前後2カメラにより、走行時の前方及び後方の映像を記録すること。

エ 記録媒体は、SDカードであること。

オ GPS機能を有していること。

カ パスワードによるセキュリティ機能を有すること。

ドライブレコーダーについての概略は以上とするが、詳細については、別途当局と協議すること。

(3) 縞板の使用については、極力継ぎ目のないものとし、表面の仕上げには同一部材を用いるとともに、溶接部は入念な施工を施して、切削部分が少ない精度の高い仕上げとすること。

(4) ステップ等をアングル等により、延長又は付帯させる構造とする場合は、強度のある補強材を用いるとともに、シャシの特性にも配慮した設計とすること。

また、積載品についての配置、区画等については別途当局と協議すること。

(5) 車体に設ける各収納ボックス、収納棚には、厚さ10mm程度のプラスチック製のすのこマットを敷設すること。

(6) ぎ装工程における取り付け位置の変更、手直し、修正等に関わる穴埋め及び切削加工については、安易な補修は慎み、全てを取り替えるものとする。

また、簡易な補修といえども、代用品と判断されるものを用いてはならない。

(7) ぎ装に関わる形状、構造、使用材料及び車両に関わる機能、操作性並びに性能は、当局創意の仕様に沿うものとし、明らかに不備と認める部分がないようにすること。

## 第5 塗色及び記入文字等

1 塗色は次のとおりとするが、キャブについては、開放されたドア及びその周辺部の内面も外板と同色とし、開放時に素地が目視されないよう配慮すること。

(1) 外板 深みのある朱色（日本塗料工業会規格 07-40X）

(2) シャッター シルバー又は朱色

(3) ボックス内部板 シルバー又はグレー

2 塗装要領は、次のとおりとする。

(1) 錆び落とし、素地調整を十分実施後、プライマー、パテ、サフェーサー、シーラー等の下・中塗りを施し、上塗りは3回以上とする。

(2) 車両外板部の塗装面は鏡面仕上げとし、オレンジピール等の欠点がないようにすること。

(3) 外板部の塗装面における車両装備品又は付帯装置は、可能な限り離脱して行い、マスキングによる場合には丁寧な仕上げとすること。

(4) 車両外部に取り付けた付属品（ミラー、グリル、メッキ部を除く。）の塗装は、車両と同色とし、手塗り等による安易な塗装はしないこと。

(5) キャブ下及びフェンダー等の内側は、アンダーコーティングを施した後に指定の塗色を行うこと。

3 記入文字等

(1) 記入文字は、「岡山市消防局（漢字・アルファベット）」、「車両名称」、「対空表示」等とする。

- (2) 当局が支給するシンボルマークのデータを使用して、車両の指定位置にステッカーを貼付することとするが、詳細については別途当局と協議すること。
- (3) ステッカー等をシャッターに貼付する場合は、シャッターの継ぎ目に合わせて切れ込みを入れる等、容易に剥がれることがないように施工すること。
- (4) 文字の位置、寸法、書体、色等については、別紙4「文字、車両番号等記入要領（水難救助車）」のとおりとする。
- (5) 車両に貼付する広報用シートについては、別紙5「広報用シートについて」のとおりとする。

## 第6 補則

- 1 検収については、陸運支局の新規登録検査に合格後、当局が本仕様書に基づいて、個々の検査を実施し、全て良好と認めた後、受注者から車両を受領して完了とする。
- 2 受注者は、検査において当局が不合格とした物品及び指摘箇所については、速やかに修理、修復又は交換し、当局の再検査を受けるものとする。
- 3 **完成車の納入期限は、令和7年3月31日（月）とする。**
- 4 車両の納入時は、整備清掃及び各部点検と給油脂等を入念に実施し搬入すること。
- 5 納入場所は、岡山市消防教育訓練センター（岡山市中区桑野 116-3）とする。
- 6 保証期間は納入の日から1年間とするが、保証期間（積載機器、付属品等で保証期間が1年よりも長期設定されているものについては、その期間とする。）経過後といえども、設計、使用資材、ぎ装等における不備・欠陥又はこれらに起因する故障、破損等の一切は、受注者側の責任において速やかに修理、修復又は交換を行うこと。
- 7 受注者は、当該車両が安全に関する基準により設計、製造され、厳しい品質管理システムにより製作されたものであっても、経年による架装及びぎ装に関わる部分に起因する事故を防止するための無償点検を1年に1回以上、当局が指定する日に実施するとともに、安全に運用するための操作、技能についての講習会を行い、安全に対する提言と点検整備に必要な情報を当局に提示すること。
- 8 本仕様書に基づく手続き及び車両の登録（既存車両の一時抹消登録も含む。）に関わる手続き等の諸費用は、全て受注者側の負担とする。ただし、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料は、当局の負担とする。
- 9 別表4「支給品」については、本車両及び当局が指定する既設車両1車両合わせて2車両の間で移設を行うものとする。
- 10 担当課：岡山市消防局警防部警防課  
電話（086）234-9976

以 上

## 別紙1

### 消防広報メッセージについて

#### 標準メッセージ（女性音）

- 緊急車が通ります。道をあけてください。
- 交差点に進入します。ご注意ください。
- 右へ走行します。ご注意ください。
- 左へ走行します。ご注意ください。
- こちらは消防署です。ただ今「春の火災予防運動」を実施中です。空気が乾燥し、火災が発生しやすくなっています。どちら様も火の元には十分ご注意ください。
- こちらは消防署です。ただ今「秋の火災予防運動」を実施中です。空気が乾燥し、火災が発生しやすくなっています。どちら様も火の元には十分ご注意ください。
- こちらは消防署です。ただ今、「火災警報」が発令中です。空気が非常に乾燥し、ちょっとした不注意が火事の元、お出かけ前、おやすみ前には、必ず火の元を確かめましょう。
- こちらは消防署です。ただ今「火災注意報」が発令中です。空気が非常に乾燥し、火災の起こりやすい気象状態となっています。火の取扱いに十分注意しましょう。
- こちらは消防署です。年末であわただしいこのごろ、火の元は大丈夫でしょうか。お出かけ前、おやすみ前には、戸締まりとともに今一度、火の元点検を行いましょう。
- 消防署からお知らせします。空気が乾燥し、火災の起こりやすい気象状態となっています。屋外、山裾での焚き火、火入れには十分注意してください。
- こちらは消防署です。ただ今、上流のダムで放流をしています。川が増水するので大変危険です。ご注意下さい。
- こちらは、消防隊です。ヘリコプターの着陸は、大変危険ですので近づかないでください。また、砂などが飛散しますので、窓を閉め、飛散物に注意して下さい。ご協力をお願いします。
- 消防署からお知らせします。先程の火災により水道水が濁ることがあります。濁った際は、きれいな水が出るまで流したのち、使用して下さい。
- こちらは消防署です。火災建物関係の方は至急、近くの消防隊員にお知らせください。

(注) 概略等については、上記のとおりとするが、詳細については当局の指示を受けて実施すること。

## 別紙 2

### 消防救急デジタル無線機据付等仕様書（水難救助車）

#### 1 適用範囲

本仕様書は、岡山市消防局（以下、「当局」という。）が令和 6 年度消防施設整備計画に基づいて整備する、水難救助車（以下、「新規車両」という。）に装備する消防救急デジタル無線機（以下、「無線機」という。）の据付け、配線、調整等の一切について適用する。

#### 2 主要機器構成

装備する主要機器の構成は、以下のとおりとするが、無線機は、現在当局が運用中の指定する車両（以下、「既設車両」という。）と、新規車両との間で移設等を行うため、詳細については、当局と協議すること。

なお、「支給品」と記載のある機器については、現在当局が運用中の既設車両から取り外して新規車両に据付け等を行うものとする。

- |                   |            |
|-------------------|------------|
| (1) 送受信機          | : 1 式（支給品） |
| (2) 送受話器          | : 2 式（支給品） |
| (3) 送受話器用ハンガー     | : 2 式      |
| (4) 制御箱           | : 1 式      |
| (5) 通話分配器         | : 1 式      |
| (6) 空中線           | : 2 式      |
| (7) 給電線及び基部       | : 2 式      |
| (8) 空中線切替装置       | : 1 式      |
| (9) スピーカー         | : 4 式      |
| (10) 各種機器取付器具・配線等 | : 1 式      |

#### 3 据付条件等

- (1) 送受信機本体及び送受話器は、運転室内に取り付けること。

また、送受話器は運転室内及び車両の右側面（運転席側）に取り付け、いずれの場所からも制御及び運用操作が行えること。

- (2) スピーカーは、運転室内、隊員室内及び車両の両側面に取り付けること。

- (3) 車両の右側面（運転席側）に概ね（W）270mm（H）×330mm×（D）200mm の大きさで、車体に埋め込み式の制御箱を設けるとともに、送受話器を取り付けること。

また、外部空中線（地下街等）を使用する際の空中線切替えスイッチ及びドアースイッチ（自動点滅ランプ）も制御箱内に設けること。

- (4) 空中線相互間の離隔距離は、1.2m 以上とする。



- (5) 空中線は、当局が指定する周波数（別途指示）を有効に放射できること。
- (6) 材料
  - ア 電源線：2mm<sup>2</sup>以上
  - イ 制御線：0.5mm 以上 シールド
  - ウ 給電線：5D-2W（同等品又はそれ以上）
  - エ 配管：25mm 以上 可とう電線管
- (7) 本装置に使用する資材は構造堅固、機能優秀で長時間の使用に充分耐え得るものとする。
- (8) 本仕様書に記載されていない事項については、下記の規格等に準ずるものとする。
  - ア 日本産業規格（JIS）
  - イ 日本電気工業会標準規格（JEM）
  - ウ 日本電子機械工業会規格
  - エ 日本通信機工業標準規格
  - オ 電気設計技術基準
  - カ 電波法及び同法関係規則等
  - キ その他関係法令及び規則等

#### 4 その他

- (1) 受注者は、契約完了後、早急に各機器、材料の承認図書を提出し、当局の承認を得るものとする。
- (2) 受注者は、納入完了後においても無線装置運用管理等に必要な技術指導を必要に応じて行うものとする。
- (3) 保証期間は、納入完了の日から1年間とする。ただし、支給品の機器を除く。
- (4) 本仕様書に明記されていない事項といえども運用上当然必要と認められるものは、受注者において無償で納入するものとする。
- (5) 各機器の諸元及び数量について、設計上変更の生じる場合は、当局と協議を行いその指示を受けること。
- (6) 無線局変更申請が必要な場合、当該申請及びこれに要する費用は、一切受注者の負担とする。
- (7) 無線機器の設置状況写真（車両番号の分かる全景写真を含む。）を提出すること。

## 別紙 3

### 車両運用端末装置等据付仕様書（水難救助車）

#### 1 適用範囲

本仕様書は、当該車両（新規更新車両）に装備する車両運用端末装置（指令情報の受信、病院情報、災害地点、車両位置等をディスプレイに表示するとともに車両動態、車両位置を管理する装置）及び車外設定端末装置（消防車両の車外に取り付けられる動態設定端末装置）について、現在運用中の車両（以下、「既設車両」という。）からの取り外し、取り外した装置の据付け、配線、調整等の一切について適用する。

#### 2 主要装置構成

装備する主要装置の構成は以下のとおりとするが、岡山市消防局（以下、「当局」という。）が指定する当該車両及び既設車両 1 車両合わせて 2 車両の間で移設等を行うため、詳細については、当局と協議すること。

なお、「当局支給」と記載のある装置については、既設車両から取り外して据付け等を行うものとする。

##### (1) 車両運用端末装置

ア PC ユニット（10.1 インチワイドタッチパネル LCD）	:1 式（当局支給）
イ カーアダプタ	:1 式（当局支給）
ウ 電源インターフェースユニット	:1 式（当局支給）
エ GPS アンテナ	:1 式（当局支給）
オ 外部スピーカー	:1 式（当局支給）

##### (2) 各種装置取り付け器具・配線等

:1 式

#### 3 装置取り付け位置

- (1) 各装置の取り付け位置は、事前に当局の承認を得ること。
- (2) 各種アンテナの取り付け位置は、各装置が有効に動作できる場所に取り付けること。

#### 4 その他

- (1) 各機器の取り付け状況がわかる設置位置図、車載端末据付チェックシート及び完成写真を提出すること。
- (2) 保証期間は、納入完了の日から1年間とする。ただし、当局支給の装置は除く。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項といえども、運用上当然必要と認められるものは、受注者において無償で納入すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項については、下記に準ずること。

- ア 日本産業規格（JIS）
- イ 日本電気工業会標準規格（JEM）

- ウ 日本電子機械工業会規格
- エ 日本通信機工業標準規格
- オ 電気設計技術基準
- カ 電波法及び同法関係規則等
- キ その他関係法令及び規則等

## 別紙 4

### 文字、車両番号等記入要領（水難救助車）

- 1 キャビンドアの両側の指定位置に、次の文字をカッティングシートで記入すること。  
なお、車両名称については別途指示する。

「岡山市消防局」・・・	寸法	概ね 1 字縦 100mm×横 100mm
	書体	丸ゴシック
	色	白色（反射材）
	記入	左から記入
「車両名称」・・・・・・	寸法	概ね 1 文字縦 80mm×横 80mm
	書体	丸ゴシック
	色	白色（反射材）
	記入	左から記入

- 2 キャビン上の指定位置には、対空表示として車両所属及び種別記号を例示により記入すること。

岡 山・・・・・・・・・・	寸法	別途指示
水 難	書体	丸ゴシック
南	色	白色（非反射材）
	記入	左から記入、枠無し

なお、例示による「岡山」は、「水難」「南」よりやや小さい字とし、キャビン上のスペースを有効利用し配置するものとする。

なお、キャブ内に納まらず、縞板部に表示する場合は、文字色を黒色とすること。

- 3 車体前部の指定位置に、整備年月を以下の例示に従い記入すること。  
なお、文字サイズは概ね縦 50mm×横 35mm とし、白色（反射材）のカッティングシートを用いて西暦の下 2 桁及び月で表示すること。  
(例示)「2503」・・・「西暦 2025 年 3 月」 書体・・・「Arial Unicode MS」
- 4 車体後部の指定位置に、「岡山市消防局」、「所属名」を記入すること。寸法等は、別途指示する。
- 5 その他の空きスペースに記入するデザイン文字等については別途指示する。
- 6 当局が指定する位置に当局が支給するデータのシンボルマークシート又はステッカーを貼り付けることとするが、寸法は別途指示する。

(注) 概略等については、上記のとおりとするが、詳細については、その都度当局の指示を受けて実施すること。

## 広報用シートについて

## 1 広報用シート

軟質マグネットゴムに蛍光反射シートで文字を表示すること。

## 2 種別

(1) 白色地に次の文字を表示すること。

「訓練中」	シートサイズ	600mm×200mm
	文字寸法	1 文字縦 130mm×横 130mm
	書体	丸ゴシック 字幅 20mm
	文字色	黒
	枚数	2

(2) 黄色地に次の文字を表示すること。

「火災注意報 発 令 中」	シートサイズ	500mm×250mm
	文字寸法	1 文字縦 100mm×横 90mm
	書体	丸ゴシック 字幅 10mm 2 段表示
	文字色	黒
	枚数	2

(3) 赤色地に次の文字を表示すること。

「火災警報 発 令 中」	シートサイズ	500mm×250mm
	文字寸法	1 文字縦 100mm×横 90mm
	書体	丸ゴシック 字幅 10mm 2 段表示
	文字色	白
	枚数	2

(4) 白色地に次の文字を表示すること。

「回送中」	シートサイズ	600mm×200mm
	文字寸法	1 文字縦 130mm×横 130mm
	外枠	シート内側概ね 10mm の位置から、 幅 10mm の枠を設けること。
	書体	丸ゴシック 字幅 20mm
	文字色	紺
	枚数	2

(5) 収納用ケース

平(薄)型	数量	1
-------	----	---

(注) 概略等については、上記のとおりとするが、詳細については当局の指示を受けて実施すること。

## 別表1

## シャシ及びキャビン仕様

番号	品名	数量	規格・型式
1	シャシ	1台	シングル・ワイドキャブ 2WD M/T 定員4人
2	バッテリー	1式	115E41L以上×2 引き出し式収納
3	補助ラジエーター	1式	標準
4	オルタネーター	1式	24V-90Ah以上
5	パワーステアリング	1式	標準
6	カーエアコン	1式	純正品
7	エンジン回転計	1式	標準
8	エンジン水温計	1式	標準
9	インバータ	1式	DC-AC 1500W程度 100V用コンセント3箇所
10	スペアタイヤ (アルミホイール付き)	1本	オールシーズンラジアルタイヤ
11	フォグランプ	1式	標準
12	牽引フック	1式	前後各1個
13	アンカー用リング	1式	両側面 所要数
14	後退警報器	1式	ブザー又は警報音
15	泥除け	1式	全輪
16	床マット	1式	純正品
17	サンバイザー	1式	純正品
18	サイドバイザー	1式	純正品
19	乗降用ラダー	1箇所	右側面
20	車両用工具	1式	標準
21	非常用信号灯	1本	LED点滅式
22	三角停止板	1個	JIS規格品
23	タイヤチェーン	1組	椿本 ライトマックス 亀甲タイプ
24	ドライブレコーダー	1式	ドライブレコーダー WITNESS LIGHTIV カメラ2-リアウインドウ用、SDカード64GB
25	デジタルインナーミラー	1式	後方の映像表示
26	室内蛍光灯	1式	純正品 LED
27	マップランプ	1式	フルキ型 LED (助手席側)
28	フレキシブルマイク	1式	UD-200
29	消火器	1本	ABC粉末6型
30	車輪止め	2個	ゴム製
31	広報板	1式	マグネットシート 4種8枚(裏フィルム)
32	牽引ワイヤー (ソフト)	1式	50mm×5m 2t用シャックル2個付き

別表2  
外装品

番号	品名	数量	規格・型式
1	消防章	1個	クロムメッキ仕上げ
2	散光式赤色警光灯	1式	ルーフ一体型又は埋め込み型
3	モーターサイレン	1式	自動吹鳴式
4	電子サイレンアンプ	1式	TSK-D152 (専用マイク付)
5	アルミシャッター	4枚	OS手動シャッター 33B型 (左2、右1、後1)
6	集中操作スイッチ	1式	10連スイッチ SBW-D1
7	ボックス灯	所要数	LED仕様
8	すのこ板	所要数	敷板
9	フロントグリル赤色点滅灯	2個	WIONBR24
10	側面赤色警告灯	4個	LPT-3M1R-R
11	側面車両用照明	6個	LPC-4M1-C
12	後部赤色警告灯	2個	LPT-3M1R-R
13	後部車両用照明	2個	LPC-4M1-C
14	標識灯	1式	車両名記入
15	電気防食装置	1式	ラストアレスター
16	ボート積載架台	1式	TSB-BMS01
17	オーニングテント装置	1式	FIAMMA F45S (長さ約300cm)、3方幕
18	作業灯	1式	フラッシュホーLED SPQ28SW (手動式折り畳み及び伸縮架台に取り付け) 又は同等品

別表3  
積載品及び装備品

番号	品名	数量	規格・型式
1	バスケット担架	1式	タイタンT1 (分離型) フロートシカケ付き
2	水難救助・捜索用ハンディーツナー	1式	アクアアイ
3	アクアリフター	2式	AL1000
4	テント	1式	ミスタークイックテントアルミタイプ TA23 (白色、240cm×360cm) 四方幕、収納袋、おもり用水袋 (脚数×2) 名入り 又は同等品
5	水中スピーカー	1式	ハイトロホンシステム DRS-100B
6	ラフトボート	1式	RJB340
7	ラフティングパドル	5本	Achilles-RA-PD149
8	フロートキャッチャー	1個	日本救命器具株式会社製
9	BC (浮力調整器具)	8着	アクアランク ウェーブ (ドライホース付き)
10	レギュレーター	8式	アクアランク レジエント (オクトパス)
11	ダイブホーン	8個	アクアテック AH-150-03
12	アクアブザー	8個	ダイブウェイズ (鳴動圧力50Ber)
13	アルファ旗	1式	位置表示浮標国際信号α旗 日本海洋製 (棒タイプ)

14	ウエイトベルト	10本	アクアラング ステンレスハックル付き 1.5m
15	鉛 (ダイバーウエイト)	10個	アクアラング No. 603000 (1Kg)
		15個	アクアラング No. 603100 (2Kg)
16	重錘	2個	赤色 20kg
17	水中時計	2式	カーミン Descent Gi Dual Power、ウォッチガード
18	潜水用ヘルメット	5個	アクアラング オープンイヤール サイズフリー
19	フィン	5個	アクアラング アクアブーツ ロケットII フィンL
20	水中マスク	10個	TUSA M27QBL
21	スノーケル	10本	TUSA SP461QB OR
22	充電式投光器	1式	マキタ ML814、パワーソケット2
23	充電式エアダスタ	1式	マキタ AS180DZ
24	急流救助用ナイフ	8本	ギアエイト アクアリバーナイフ
25	カウテール	8本	モンベル #1127511
26	ホイッスル	8個	FOX40 ライフガードホイッスル EP1K CMG
27	急流用ブーツ	6足	26cm×2、27cm×2、28cm×2
28	ハンドライト	6式	ビックブルー AL-1300NP、ハンスフリーグローブ
29	ダイビングヘッドライト	6個	Junchi XM1-T6LEDヘッドランプ
30	ストロボライト	6個	ストロボ&トーチライト AL300A
31	フルフェイスマスク	5個	カービーモーガン 潜水用フルフェイスマスク M-48 Mod. 1
32	ロープラチェット	5個	JSRU-9
33	ライフガードチューブ	1個	ライフガードチューブ 海用 レッド (100cm×15cm×8cm、ストラップ 270cm)
34	救命浮環	1式	P-136K型×2、P300型×2
35	リボンロッドケース	2個	ヤマヨ 150S
36	ガイロープ	1巻	直径5mm、長さ50m以上、反射材入り
37	三角コーン	10式	伸縮式三角コーン、ウェイト、バー
38	携帯用拡声器	1個	かるーいホン TD-503R、長ストラップ、ポーチ付き
39	折り畳みテーブル	1個	セイバース 折り畳み指揮台 (180cm×75cm×74cm)
40	エアガン	1式	アキレス エアガン300
41	空気ボンベ	25本	530CIII AZ
42	救命索発射銃	1式	レスキューショット J00008
43	救助用縛体	1式	バーサタイルスリング 藤倉航装社製
44	ウェットスーツ	3着	アクアラング 社製 STA0119 (2ピース) XL×2、XXL×1
45	スーツキャリーバッグ	6個	日本アクアラング 社製
46	ダイビングブーツ	6足	TUSA DB0109 26cm×2、27cm×2、28cm×2
47	乾燥機	2台	パナソニック FD-F06X2 又は同等品



48	下流バックアップ用資機材	1箱	フローティングロープ 11mm×100m
		1個	ストップヘッセル D009AA00
		1個	MPD CMC 11mm用
		2個	プーリー CMC フロスハイベルプーリー 300430
		1個	ロープハック スターリン ロープハック (大サイズ) 100m用 レッド
		4本	ウェビング 650cm×2、750cm×2
49	手押し台車	1台	アクロス 標準仕様 (カゴ台車タイプ)
50	メッシュコンテナ	2個	セキスイコンテナ 140L (青色、キャスター付き)
51	レスキューミー	1個	レスキューミー
52	マーカブイ	1式	エアフエンター-A-0 赤、WESE カヤックアンカーロープリール、Entatil防錆8ストラット 83m
53	パーソナルマーカ	6個	GLO-T00B AAA パーソナルマーカ (赤・白各3個)
54	水中ヘッドライト	4個	bigblue HL-450XW
55	簡易シャワーセット	1式	Kampa 温水システム Geyser (カートリッジガス缶×10、CB缶→OD缶変換アダプター、水用50Lポリタンク含む) 又は同等品
56	プライバシースクリーン	4式	セイバースクリーン W300×H150 芯棒、ケース、バンド付き
57	転落防止用資機材	5個	ヘッセル アイティ-S D020AA00
		5個	ヘッセル アサップロック B071CB00
		5個	ヘッセル オーケートライアクトロック M33ATL
		5個	ヘッセル リングオープン P28
		5個	ヘッセル アサップローバーアクセス L071CB00
		5個	ヘッセル プログレスアシヤストY

別表4  
支給品

番号	品名	数量	規格・型式
1	消防救急デジタル無線機	1式	本体、付帯機器等の移設
2	車両運用端末装置	1式	本体、付帯機器等の移設

# 一般競争入札参加資格確認申請書

令和 年 月 日

岡山市長 大森 雅夫 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名

㊞

令和6年4月26日 付けで公告のあった **水難救助車**  
に係る入札参加資格を確認されたく、必要な書類を添えて申請します。

なお、当社（者）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条  
の4に規定する者でないこと並びにこの申請書および添付書類の内容は事実と  
相違ないことを誓約します。

# 指名停止等措置状況調書

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者名

岡山市以外の公共機関から指名停止，指名留保等の措置を受けているかどうか	措置を受けていない ・ 措置を受けている  (該当する方を○で囲んでください。)
-------------------------------------	--

上記措置を受けている場合は以下に記載してください。

公 共 機 関 名	
措 置 期 間	
措 置 理 由	
そ の 他	

注1) この調書は，今回発注物品の入札参加資格確認申請時に提出するとともに，その後契約締結日までの間に上記措置を受けたときは，速やかに必要事項を記載して届け出てください。

# 実績証明書

令和 年 月 日

様

申請者 住 所  
商号又は名称  
代表者名

印

岡山市発注の一般競争入札参加資格確認申請に必要なため、下記のとおり証明願います。

品名	契約金額	納入日	納入先	備考

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

発注者 住所  
氏名

印

## メンテナンス対応等証明書

品名 水難救助車

### 1 当該車両のメンテナンスが行える整備工場

点検整備及び修理依頼から着手までの所要日数は、1日以内で着手いたします。

最寄の整備工場名	
所在地	
電話番号	
競争入札参加希望者との関係	直営・協力 (いずれかに○をする。)
担当者氏名	
整備を実際に担当する人員	名

「協力」に該当する場合、競争入札参加希望者等の契約状況を明らかにする契約書又は代理店証明書の写しを添付すること。

### 2 部品供給体制

依頼から納品までの所要日数は、2日以内に対応いたします。(代替機等でアフターサービスが可能です。)

統括窓口	
担当者名	
電話番号	

・供給系統 (フローチャート図)

### 3 技術員の派遣体制

#### (1) 最寄りの整備工場の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から1日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

#### (2) メーカーの技術員の派遣体制

現地到着までの所要日数は、依頼から2日以内に対応いたします。

緊急時の連絡体制	
現地への派遣方法	

上記のとおり証明いたします。

令和 年 月 日

(岡山市長あて)

(入札参加希望者) 住所

会社名

代表者氏名